

指定工場等による年次検査等業務フローの作成について (一部修正)

標記業務フローにつきましては、当会ホームページ（令和8年7月14日付）にてお知らせしたところですが、今般、下記の該当箇所について、記載内容等を修正いたしましたので、別添1、2にて提供いたします。

記

■修正箇所

運送法と車両法との関係を明確化し、別表3と別表6の点検項目や点検内容の差異の解説を追加するとともに必要となる処理について整理しました。

別添1 ライドシェア車両の年次検査業務フロー

【ライドシェア車両の年次検査・点検時期イメージ】

下段の説明文及び右上の凡例

【指定整備工場で「年次検査」を実施する場合】

中段の「【年次検査合格の場合】点検整備記録簿（※1）」の注釈内容

【自動車技術総合機構・軽自動車検査協会の検査場で「年次検査」を受検する場合】

下段の「顧客（法人タクシー事業者）に点検整備記録簿及び年次検査合格の通知書を引き渡し納車」に注釈を追加

【ライドシェア車両が「点検整備」で入庫した場合】

下段の「点検整備記録簿を交付する」に注釈を追加

別添2 軽タクシーの年次検査業務フロー

【軽タクシーの年次検査・法定点検時期のイメージ】

右上の凡例